

生徒会会則

向丘中学校生徒会

私たちは固く結ばれた友情のもとに自ら歩んで行こうとする精神と広い知識、豊かな心を持った人間になることを目指し、さらに我が校の伝統、校風を守り続け学校を発展させるために生徒会を組織し会則を定める。

第5条

総会は本会の最高議決機関であり年1回、会長が召集する。但し必要があるときは、中央委員会の決議によって臨時に開くことができる。

第6条

1. 総会の議長は代議員の中から正副2名を選ぶ。
2. 総会の議長の選出は総会の議事内容に先立ち本部役員の司会によって選出され総会で承認を受ける。
3. 総会の議長の権限はその総会の議決事項の議決終了まで続き、自らを解任することで終わる。

第7条

総会は次のことについて審議決定する。

1. 予算・決算の承認
2. 会則の改正
3. その他必要な事項

また次のことについて報告する。

1. 各種委員会・部活動の活動計画及び反省
2. 各行事の反省